

地域密着型通所介護・介護予防通所介護相当サービス

重要事項説明書

<令和7年7月1日 現在>

1. 指定通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人財団慈泉会
代表者名	理事長 相澤孝夫
法人設立年月日	昭和27年1月26日
法人の行っている業務	相澤病院 相澤健康センター 地域在宅医療支援センター 医学研究研修センター
所在地	松本市本庄2-5-1
電話番号	0263-33-8600(代表)
FAX番号	0263-32-6763(代表)

2. 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	相澤デイサービス「結」本庄
介護保険事業所番号	2070202854
サービスの種類	地域密着型通所介護 介護予防通所介護相当サービス
定員	10名
開設年月	平成23年12月
所在地	松本市本庄2-10-21「結(ゆい)」本庄1階
電話番号	0263-38-1320
通常の事業の実施地域	松本市(旧松本市。実施区域内の交通費は利用料に含まれます。)実施地域を超えての送迎は料金表をご覧下さい。

(2) 事業所の営業日及び営業時間等

営業日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	午前9時から午後4時まで
休業日	年末年始等

(3) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態である高齢者に対し、適切な地域密着型通所介護（介護予防通所介護相当サービス）を提供することを目的とします。
運営の方針	<p>事業所の職員は、契約者の心身の特徴を踏まえて契約者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行います</p> <p>事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます</p>

(4) 同事業所の職員体制

① 管理者

管理者氏名	坂口 直謙
-------	-------

② 管理体制

職種	従事するサービスの種類・業務	資格	人員
管理 者	指揮・管理業務		1名 [常勤兼務 1名]
生活相談員	利用申し込み調整 介護に関する 相談援助等	介護福祉士 介護支援専門員	3名 [うち常勤専從 1名 介護職員と兼務 2名]
機能訓練指導員	機能訓練の指導	作業療法士 看護師	2名 [常勤兼務 1名 非常勤兼務 1名]
介護職員	日常生活上の世話 および介護	介護福祉士等	5名 [常勤兼務 5名] [非常勤兼務 0名]
食事担当職員	食事の配膳 食事介助		3名 [常勤兼務 3名] [非常勤兼務 0名]

3. 提供するサービスの内容

居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づいて地域密着型通所介護計画を作成します。作成された計画をもとに、以下のサービスを行います。

サービスの種類	サービスの内容
機能訓練	心身の状況に応じて日常生活を送る上で必要な初歩的機能回復または減退防止の訓練を行います。
送迎	ご契約者のご自宅まで職員がお迎え、お送りします。
食事	希望されたご契約者に対して必要な食事サービスを行います。
入浴	希望されたご契約者のお身体の状態にあわせて入浴の援助します
生活相談	日常生活における介護等に関する相談及び助言をご利用者およびご家族に対して行います。

介護認定前にサービス提供が行われる場合は介護保険認定後にサービス内容を見直し、契約継続されるか意思の確認を行います。

4. 料金

(1) 利用者負担金

介護認定前にサービス提供が行われる場合は自立（非該当）の場合には利用料は介護保険が使えないため、全額利用者の負担となります。

認定された場合は料金は別紙料金表に従い、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係わる標準自己負担額、諸費用実費の合計金額をお支払い頂きます。したがってサービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。

利用者が要介護認定を受けられていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更致します。

また要支援認定の方、若しくは総合事業の事業対象者の方のご利用料についてもサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食事に係わる標準自己負担額、諸費用実費の合計金額をお支払い頂きます。サービス利用料金部分は1ヶ月毎の定額制ですが以下の場合は日割り計算となります。

- ① 同一保険者内で居所を変えたことにより、事業所を変更し、月の途中で利用または終了した場合。
- ② ショートステイを使った月。
- ③ 月の途中で要介護認定となった場合

(2) 取り消し（キャンセル）料

利用者の都合によりサービスを取り消される場合はご利用日前日の17時までに事業所にご連絡下さい。急病等、やむを得ない理由の場合には取り消し料は徴収しません。

ただし別紙料金表に従い諸費用実費をご負担いただく場合があります。

5. 支払い方法

(1) 事業所は、ご契約者に対し、当月のサービスの提供回数、利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して翌月にお渡しします。

(2) お支払い方法は、翌月下旬にご指定の金融機関のお口座からの引き落としとさせていただきます。

またやむを得ない理由により引き落としできなかった場合は、翌月の料金と合わせて引き落とし、もしくは現金集金とさせていただきます。個別にお知らせいたします。

正当な理由がないにもかかわらず事業所からのお支払いの督促から一定期間以上お支払いがない場合にはご契約解除のうえ未払い金をお支払いいただくことがあります。

6. サービスご利用の手順

(1) 利用の開始

ご利用者は事業者に対し申し込みを行い、契約することにより事業者からのサービスの提供が開始され、契約期間内においてサービスが提供されます。

お申し込みの際、介護保険証及び負担割合証をご提示下さい。

※利用開始後、介護保険証が更新されたり内容に変更があった場合は再度、介護保険証をご提示下さい。また、年に1回負担割合証が届きましたらご提示をお願い致します。

(2) 利用の中止

① 利用者がサービスのご利用を中止される場合はすみやかに事業所までお知らせください。またご入院等、長期にわたりご利用の中止が見込まれるときは、事業所までご相談下さい。

② 健康上の理由によるサービスの中止

体調不良（風邪等）の際は感染症拡大防止の観点から、ご利用をお断りすることがあります。またご利用前またはご利用中に体調不良の際は、サービスの内容を変更または中止することがあります。

7, 緊急時の対応

(1) 緊急時（体調不良等）の対応

ご利用時に体調不良が判明した場合は速やかにご家族等にご連絡します。

同時に必要に応じて主治医、居宅介護支援事業者に連絡すると共に、必要な措置を講じます。

また、利用中の容体の急変時は相澤病院救命救急センターを受診していただきます。

(2) 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に對処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行い、また必要な体制をとります。

8, 心身状況の把握

サービスの提供開始に当たっては、サービス担当者会議を通じて利用者の状況把握に努めます。

またサービス提供にあたり、事前に脈拍や血圧を測る等利用者の当日の体調を確認するとともに無理のない適度なサービスの内容とするよう努めます。

9, サービス内容に関する相談・苦情の窓口

(1) 当事業所の窓口 相澤デイサービス「結」本庄

電話	0263-38-1320
相談窓口	管理者 坂口 直謙 生活相談員 渡邊 美咲
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時（祝祭日除く）

(2) 事業所以外の窓口：相澤病院「医療に関する相談室」

電話	0263-33-8600 (代)
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時 (祝祭日除く)

(3) 市町村窓口：松本市役所健康福祉部高齢福祉課

電話	0263-34-3213
受付時間	月曜日～金曜日 8時30分～17時15分 (祝祭日除く)

(4) 国民健康保険団体連合会窓口

電話	026-238-1580
受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時 (祝祭日除く)

10. 留意事項

(1) 事業所職員等は介護保険法上、利用者の心身の機能回復のための自立支援を行うこととされています。それ以外の業務は認められていませんのでご了承下さい。このためサービスの提供に当たって、以下の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護師等が行う診療の補助行為を除く）
- ② 事業所職員による金銭の貸借の取り扱い
- ③ 利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
したがって貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。万が一紛失等がございましても責任は負いかねます。
- ④ 利用者または家族からの金銭、物品、飲食の接待
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除く）
- ⑥ 職員による利用者又は家族等に対して行う勧誘活動、宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為。

(2) 施設ご利用の際、安心して安全にお過ごしいただくため、ご利用者による以下の行為は固くお断りいたします。事業所からの申し入れにもかかわらず、事態の改善がみられない場合はご利用は終了とさせていただくことがあります。

- ① 送迎時または施設内での他の利用者又は家族等に対して行う勧誘活動、宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為、反社会的な行為
- ② 他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ③ 職員に対しての①及び②の行為
- ④ 他の利用者または家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
したがって貴重品の持ち込みはご遠慮下さい。万が一紛失等がございましても責任は負いかねます。
- ⑤ 衛生上の理由により飲食物の持ち込みはご遠慮下さい。ただし疾病等の

理由により飲食物の持ち込みが必要な方は、事前に事業所にご相談下さい。

上記内容について「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）」第8条に基づき、利用者に対して重要事項を説明致しました。

重要事項説明の年月日 令和 年 月 日

事業所

所在地 松本市本庄2丁目10番21号

名 称 相澤デイサービス「結」本庄

管理者 坂口直謙 印

説明者

所 属 相澤デイサービス「結」本庄

氏 名 印

私は、本書面により、事業所から通所介護・日常生活支援総合事業通所介護について重要事項の説明を受け、その内容等について同意致しました。

利用者

住 所

氏 名 印

代理人（立会人）

住 所

氏 名 印